

市町村	事業名	事業概要	補助率	補助限度額	対象用途	対象者	担当課	連絡先
徳島市	徳島市住宅リフォーム支援事業	徳島市の一定の区域内に移住し、令和6年4月1日以降に中古住宅を購入した方に、費用の一部(最大30万円)を補助する。		30万円以内	・移住者向け住宅	・対象住宅の所有者	住宅課	088-621-5285
鳴門市	空き家判定業務支援事業	空き家判定業務及び空き家判定業務の検査に要する経費を補助する。		空き家判定業務費用81,480円のうち6万円以内	・空き家バンクに登録されたもの	・空き家バンク登録者 ・空き家バンク利用登録を行う移住者	商工政策課	088-684-1158
鳴門市	空き家リフォーム支援事業	移住者の居住の用に供するために行う空き家住宅のリフォーム工事を補助する。	1/2	20万円以内	・空き家バンクに登録されたもの	・空き家バンク登録者	商工政策課	088-684-1158
鳴門市	移住者向け空き家リフォーム支援事業	移住者が自ら居住するために行う空き家住宅のリフォーム工事を補助する。	1/2	40万円以内	・空き家バンクに登録されたもの	・空き家バンク利用登録を行う移住者	商工政策課	088-684-1158
小松島市	小松島市空き家再生等促進事業補助金(空き家スマート化リノベーション支援事業)	空き家等を改修して、宿泊施設や物品販売等を営む店舗また飲食店等、地方創生に貢献する目的を有するもの、または移住者向け住宅として活用するために行うリノベーション工事に補助金(補助対象経費の2/3、最大320万円)を助成する。	2/3	320万円	・地方創生対応型施設 ・移住者向け住宅	(1)補助対象建築物の所有者 (2)補助対象建築物を賃貸又は購入しようとする者	住宅課	0885-32-2120
阿南市	阿南市空き家再生等促進事業	空き家バンク登録予定物件の調査・判定業務の経費を補助する。		空き家判定業務費用81,480円を全額補助	・空き家バンク登録予定のもの	・空き家バンク登録予定者	住宅課	0884-22-3431
吉野川市	吉野川市移住促進空き家リノベーション支援事業	移住者が空き家バンクに登録された空き家を購入し、又は賃借しリノベーションする場合、工事費用の一部を補助する。	2/3	320万	・移住者向け住宅	・空き家バンク利用登録を行う移住者	建築営繕室	0883-22-2224
阿波市	阿波市定住促進リフォーム補助金事業	空き家等を移住者向け住宅や併用住宅で事業を営む者が改修する費用の一部を補助する。	4/10	80万	・移住者向け住宅	・移住者	住宅課	0883-36-8731
美馬市	美馬市移住者向けリフォーム支援事業補助金	空き家住宅の利活用によって地域の活性化に資するために空き家住宅のリフォームを行う移住者を対象に、補助金を交付する。	2/3	40万円	美馬市空き家バンク登録物件のリフォーム(本人の居住用途)	・市内に住所を有していない又は住所を有して1年を経過しない方 ・市外に5年以上居住している方又は市内に住所を有する前に市外に5年以上居住していた方 ・当該補助金の交付を受けたことがない方	ふるさと回帰推進課	0883-52-8129
三好市	三好市移住者支援事業	三好市への移住・定住の促進及び空き家の有効活用を図るため、三好市空き家情報登録制度を利用した移住者が空き家に入居した場合、移住に要する費用の一部を補助する	2/3	200万	・移住者向け住宅	空き家の所有者又は移住者等	地方創生推進課	0883-72-7607
勝浦町	勝浦町住宅リフォーム支援事業	住宅のリフォーム工事にかかる費用の一部を補助する。空き家の場合は、リフォーム後に入居すること。併用住宅の場合は住居部分のみ対象	2/3	30万円	・専用住宅 ・住居部分が1/2以上を占める併用住宅 ・空き家住宅	・町民 ・移住者	建設課	0885-42-1506
上勝町	上勝町空き家再生等促進事業	上勝町内の空き家等を改修して、移住者向け住宅又は地方創生対応型施設として活用するためのリノベーション工事に対して補助を行う。	2/3	320万	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111
上勝町	上勝町美しい集落再生プラン支援事業(空き家に限る)	U・I・Jターン者(5年以内)が新築住宅工事または中古住宅(空き家)購入、中古住宅または空き家の改修費を行い10年以上定住及び活用を行う場合の補助金。	2/3(5年以内の50歳未満の者)	150万円	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111
上勝町	上勝町美しい集落再生プラン支援事業(空き家に限る)	U・I・Jターン者以外の町民が新築住宅工事または中古住宅(空き家)購入、中古住宅または空き家の改修を行い5年以上定住及び活用を行う場合の補助金。	1/2(20歳以上50歳未満)	100万円	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111
上勝町	上勝町美しい集落再生プラン支援事業(空き家に限る)	空き家の所有者が住宅または地域に資する施設として5年以上活用する場合に、その改修費を補助する。	1/3(50歳以上)	30万円	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111
上勝町	若者定住人材確保・育成事業	上勝町の若者定住のための住居新築に対する祝い金並びに中古住宅を購入若しくは改修した場合の助成金を交付する。	一律(45歳以下)	20万	・移住者向け住宅	・移住者	企画環境課	0885-46-0111
佐那河内村	佐那河内村集落再生空き家等活用促進事業補助金	村内の有志が組織する移住支援に関する地域活動団体等が、空き家物件を活用した地域活性化を支援する場合に、その地域活動団体に対し補助金を交付する。	9/10	300万	・移住者向け住宅	・支援センターと地域住民が共に設置した地域協議会 ・2つ以上の常会が組織する地域協議会など	企画政策課	088-679-2973
石井町	石井町空き家リフォーム助成事業	石井町内にある空き家の有効活用を図り、安心して暮らす社会環境をつくり出すため、本町に自ら定住する目的で空き家を購入又は借用した者等が行う、当該空き家のリフォームに要する経費に対して補助金を交付する。	1/2	50万円	町内に存在する戸建ての住宅及び併用住宅であって、居住の用に供されなくなった日から6ヶ月以上経過した中古住宅	・移住者 ・町内在住者	建設課	088-674-1117
石井町	空き家判定士等活用事業	空き家判定業務及び空き家判定業務の検査に要する経費の補助をする。		空き家判定業務費用81,480円のうち73,480円(国2分の1、町・県4分の1)を補助。申請者は自己負担額8,000円。	町内に存在する戸建ての住宅及び住宅部分の面積が2分の1以上の併用住宅で3階建てまでのもの	・所有者 ・移住者 ・事業者	総務課	088-674-1111
神山村	神山村空き家改修事業補助金	空き家を改修して神山村に定住しようとする移住者、町民等に対し、空き家改修及び修繕に要する費用の一部を補助。	1/2	50万	移住交流支援センターから紹介のあった建物、または空き家証明書により空き家であることが証明されており賃貸借等の契約から1年経過していない物件	・移住者	産業観光課	088-676-1118
那賀町	那賀町空き家改修費等補助金	空き家バンク登録物件の改修費補助	1/2	100万円	・移住者向け住宅	・移住者 ・空き家所有者	みらいデジタル課	0884-62-1184
那賀町	那賀町空き家対策総合支援改修等事業補助金	空き家等を移住者向け住宅や地域活性化に供する施設へ改修する費用の一部を補助。	2/3	320万円	・移住者向け住宅 地域活性化の用に供するもの(宿泊施設等)	・移住者 ・空き家所有者	みらいデジタル課	0884-62-1184
牟岐町	空き家改修等支援事業(改修等支援)	空き家バンクに登録している(登録予定含む)空き家住宅の改修費や家財道具等の撤去・処分経費を補助する。	1/2	20万円	・空き家バンク登録住宅	・空き家バンク登録者	建設課	0884-72-3418
美波町	美波町定住促進補助金	自己が居住することを目的に既存の家屋を借り受け又は購入して行う増改築工事に対して支給する。	2/3	200万	・移住及び定住促進に資する住宅	・転入希望者(満20歳以上65歳未満の者) ・住民である成年(45歳未満の者)	政策推進課	0884-77-3616
美波町	美波町空き家再生等推進事業補助金	住環境の整備改善及び空き家住宅、空き建築物の利活用による地域の活性化及び地方創生の促進を図るため、空き家判定業務支援事業又は空き家等の改修を行う団体に、その経費に対し予算の範囲内で交付する。	2/3	500万	・移住者向け住宅 ・地方創生対応型施設	補助対象団体: 町内に生活または事業の本拠を置いており、5人以上の構成員によって組織されている住民組織等	政策推進課	0884-77-3616
海陽町	空き家バンク提供体制整備事業	空き家バンク登録予定物件の調査・判定業務の経費を補助する。		空き家判定業務費用81,480円を全額補助	・空き家バンク登録予定のもの	・空き家バンク登録予定者	産業振興課	0884-73-4161
海陽町	海陽町空き家改修支援補助金	移住・定住のための空き家改修について、費用の一部を補助する。	1/2	100万円	・空き家バンク登録物件	・空き家バンク登録者 ・空き家バンク利用登録者	産業振興課	0884-73-4161
松茂町	-							
北島町	北島町空き家再生等推進事業補助金	空き家判定業務及び空き家判定業務の検査に要する経費を補助する。		空き家判定業務費用81,480円のうち73,480円を補助(自己負担8,000円)	空き家バンク登録予定のもの	空き家バンク登録予定者(所有者)	まちみらい課	088-698-9806
北島町	北島町空き家再生等推進事業補助金	所有者又は移住者が空き家等を改修して地域活性化に資する商業施設、移住・定住を促進するための住宅、コミュニティ施設、宿泊施設、賃貸スペース等として活用するために行うリノベーション工事に要する費用を補助する。	2/3	320万円	地域活性化に資する商業施設、移住・定住を促進するための住宅、コミュニティ施設、宿泊施設、賃貸スペース等	・所有者 ・移住者	まちみらい課	088-698-9806
藍住町	-							
板野町	-							
上板町	上板町空き家利活用改修支援事業	空き家等を移住・定住者向け住宅として改修する費用の一部を補助する。	2/3	320万円	・移住・定住者向け住宅	・移住・定住者	企画防災課	088-694-6824
つるぎ町	つるぎ町空き店舗等活用支援事業	空き店舗等を活用し、町内に出店、移転する事業者又は事業承継を行った後継者等に対し、建物の改修に係る費用を補助する。	1/2	原則50万円※	・移住者向け住宅 ・地域交流施設	①空き店舗等を活用して町内に出店する者(新規出店者)及び建物提供者 ②町内において事業を承継する後継者及び前事業者	産業経済課	0883-62-3114
つるぎ町	つるぎ町住宅リフォーム補助金	町民自らが所有し、今後も居住する町内の住宅に対し、リフォーム工事費の一部を補助する。	1/5	20万円	・個人住宅 (併用住宅は個人住宅部分のみ)	・町内在住者 ・移住者 ※町に住民登録を有する方	住宅環境課	0883-62-3111
東みよし町	東みよし町空き家改修費等補助金	空き家等を改修して移住者向け住宅、地方創生対応型施設として活用するために行うリノベーション工事経費の一部を補助する。	2/3	320万円	・移住者向け住宅 ・地域交流施設等	・空家所有者 ・空家入居者	企画課	0883-82-6302